

行政訴訟「M」勝利報告集会アピール

「不当労働行為」と東京地裁が判決！

本年10月15日東京地方裁判所は、中央労働委員会が2005年5月22日から同年9月12日までに会社が撤去した9点の組合掲示物のうちで7点を「労働組合法第7条第3号に該当する不当労働行為である」と、救済命令を下したとおり全ての会社主張を退け、「棄却」するとの判決を下した。

そもそも今回の判決は、会社による組合掲示物の不当撤去に対し2006年2月21日、私たちが愛知県労働委員会に「会社による組合掲示物の一方的な撤去通告ならびに組合掲示物の撤去は、労働組合法第7条第3号に該当する不当労働行為である」と救済申立を行った。この闘いの結果、愛知県労働委員会は、「会社が撤去した9点中9点を不当労働行為である」とする完全勝利命令を下した。

しかし、会社はこの救済命令を不服として、中央労働委員会に再審査の申し立てを行ったが、中央労働委員会も2010年10月6日、「会社が撤去した組合掲示物の9点のうちで7点を会社による不当労働行為である」との命令を下した。

さらに会社は、2010年11月26日に東京地方裁判所に中央労働委員会の命令を不服として、国を相手取り「不当労働行為救済命令一部取消請求事件」として行政訴訟を起こしたことにある。

今回の不当労働行為救済申立の闘いの発端は、大阪第一・第二運輸所分会の仲間が果敢に闘った「休日出勤反対」の闘いに学び、ともに闘う意志の現れとして、また2005年4月25日多くの尊い命を奪ったJR西日本福知山線脱線事故直後の定例記者会見の席上で、松本社長が「当社には、いじめのような日勤教育は無い」と放言した。しかし、名古屋車両所にあっては、ユニオン組合員に対して始業点呼時における唱和するスローガンの声が小さいを口実に「ここで、大声で100回言え！」と、「命令と服従」「規律と忠誠心」の労務管理の強化を推進するために、所長をはじめとする管理者が恫喝をしたことがある。

会社はまたしても、2010年10月に「大一運・大二運情報4WD NO. 8」を、2012年8月には、大阪仕業検査車両所分会「分会情報NO. 61(ボーナスカット理由)」、交番検査車両所分会「VIEW NO. 2」の情報を組合掲示板から一方的に撤去通告を行い掲示物を撤去してきている。会社は反省するどころか判決をも無視し、会社の都合の悪いことや真実を他労組の組合員に知られないために、不当行為を繰り返していることは断じて許すことはできない。

これまで、会社からの掲示物撤去により最高裁判所において出された複数の決定を真摯に受け止め直ちに全ての不当労働行為を中止し、JR東海労中央本部、新幹線関西地方本部、名古屋車両所分会に対して直ちに謝罪文を手交し、私たちに心より謝罪すべきである。

私たちは鉄道に働く労働者として、労働組合として、乗客をはじめ乗務員やそこに働く仲間の生命や財産、労働条件を守ることにある。今後も、さらに職場から当たり前の組合活動を展開していくとともに、仲間の絆を大切に、一切の組織破壊攻撃に立ち向かい組織一丸となって展開していくことをここに明らかにする。

2012年10月18日

JR東海労働組合新幹線関西地方本部
行政訴訟「M」勝利報告集会